

○環境省告示第十四号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項及び第二項の規定に基づき、河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型を次のとおり指定する。

平成二十一年三月三十一日

環境大臣 斉藤 鉄夫

別表の水域の欄に掲げる河川及び湖沼が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年十一月環境庁告示第五十九号。以下別表第1から別表第5までにおいて「告示」という。))別表2に掲げる類型をいう。を別表第1から別表第5までの該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。ただし、達成期間は指定日の欄に掲げる日から起算するものとする。

なお、昭和四十七年四月環境庁告示第七号(水質汚濁に係る環境基準を告示)、昭和四十七年十一月環境庁告示第九十八号(水質汚濁に係る環境基準を告示)、昭和四十八年三月環境庁告示第二十一号(水質汚濁に係る環境基準を告示)、昭和六十年四月環境庁告示第二十四号(公害対策基本法第九条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件)、昭和六十一年四月環境庁告示第十八号(公害対策基本法第九条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件)、平成十年六月環境庁告示第二十七号(環境基本法第十六条に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件)、平成十三年三月環境庁告示第十七号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件)。

平成十四年七月環境省告示第四十五号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定する件)、平成十五年三月環境省告示第三十六号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件)及び平成十八年六月環境省告示第九十三号(環境基本法第十六条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件)は、廃止する。
別表第1(告示別表2の1の(1)の7関係)

政令別表の一に掲げる水域	水	域	該当類型	達成期間	指 定 日
1 北上川水系の北上川	北上川(1)(松川合流点より上流に限る。)		AA	イ	昭和48年3月31日
	北上川(2)(松川合流点から南大橋までに限る。ただし、四十四田ダム貯水池(南大橋土湖)を除く。)		A(イ)	イ	昭和48年3月31日
	北上川(3)(南大橋から和賀川合流点までに限る。)		A(ロ)	ロ	昭和48年3月31日
	北上川(4)(和賀川合流点より下流に限る。)		A(イ)	イ	昭和48年3月31日
2 阿武隈川水系の阿武隈川	阿武隈川上流(堀川合流点より上流に限る。)		A	イ	昭和46年5月25日
	阿武隈川中流(1)(堀川合流点から五百川合流点までに限る。)		B	イ	平成14年7月15日
	阿武隈川中流(2)(五百川合流点から内川合流点までに限る。)		B	ロ	昭和46年5月25日
	阿武隈川下流(内川合流点より下流に限る。)		A	ロ	昭和46年5月25日
	阿武隈川(1)(堀川合流点より上流に限る。ただし、深山ダム貯水池(深山湖)(全域)を除く。)		AA	イ	昭和48年3月31日
	阿武隈川(2)(堀川合流点から早戸川合流点までに限る。)		A	イ	昭和48年3月31日
3 那珂川水系の那珂川	那珂川(3)(早戸川合流点より下流に限る。)		A	ロ	昭和48年3月31日
	那珂川(2)(堀川合流点より上流に限る。ただし、深山ダム貯水池(深山湖)(全域)を除く。)		AA	イ	昭和48年3月31日

(イ) 松川合流点から北上川橋の間のpHについては、現在その改善のための各種の調査や対策を実施または検閲中であり、これらの結果を総合的に判断した上で別途基準値を定めることとするので、pHに関する基準値は適用しない。

4 利根川水系の利根川	利根川上流①(谷川橋より左木沢ダム貯水池(奥利根湖)(全域)(なまはらまた湖)(全域)(藤原ダム貯水池(藤原湖)(全域)及び須田員ダム貯水池(洞元湖)(全域)を除く。)	AA	イ	昭和47年4月6日
	利根川上流②(谷川橋から久呂保橋までに限る。)	A	イ	昭和47年4月6日
	利根川上流③(久呂保橋から群馬大橋までに限る。)	A	ロ	昭和47年4月6日
	利根川上流④(群馬大橋から坂東大橋までに限る。)	A	イ	昭和47年4月6日
	利根川中流(坂東大橋から江戸川分岐点までに限る。)	A	イ	昭和46年5月25日
	利根川下流(江戸川分岐点より下流に限る。)	A	イ	昭和48年3月31日
5 利根川水系の鬼怒川	鬼怒川①(大谷川合流点より上流に限る。ただし、川治ダム貯水池(川治ダム湖)(全域)及び川俣ダム貯水池(除く。)	AA	イ	昭和48年3月31日
	鬼怒川②(大谷川合流点から田川合流点までに限る。)	A	イ	昭和48年3月31日
	鬼怒川③(田川合流点より下流に限る。)	A	ロ	昭和48年3月31日
	利根川上流(栗山取水口より上流に限る。)	A	ロ	昭和45年9月1日
6 利根川水系の江戸川(埼玉県、千葉県及び東京都に流るもの。)及び旧江戸川	江戸川中流(栗山取水口から江戸川水門までに限る。)	B	ロ	昭和45年9月1日

7 利根川水系の中川(埼玉県及び東京都に流るもの。)	江戸川下流①(江戸川水門より下流に限る。)	C	ロ	昭和45年9月1日
	江戸川下流②(江戸川旧川)	B	イ	平成21年3月31日
	中川上流(元荒川合流点より上流に限る。)	C	ハ	昭和48年3月31日
	中川中流(元荒川合流点から花畑川分岐点までに限る。)	C	ハ	昭和45年9月1日
	中川下流(花畑川分岐点より下流に限る。)	C	ロ	平成10年6月1日
	綾瀬川上流(古綾瀬川合流点より上流に限る。)	C	ハ	昭和45年9月1日
	綾瀬川下流(古綾瀬川合流点より下流に限る。)	C	ハ	平成15年3月27日
	渡良瀬川上流(足尾ダムから赤岩取水口までに限る。)	A	イ	昭和45年9月1日
	渡良瀬川①(赤岩取水口から桐生川合流点までに限る。ただし、草木湖(全域)を除く。)	A	イ	昭和48年3月31日
	渡良瀬川②(桐生川合流点から袋川合流点までに限る。)	B	ロ	昭和48年3月31日
9 利根川水系の渡良瀬川	渡良瀬川③(袋川合流点から新開橋までに限る。)	B	ハ	昭和48年3月31日
	渡良瀬川④(新開橋から利根川合流点までに限る。)	B	ロ	昭和48年3月31日
	神流川①(入沢谷川合流点より上流に限る。)	A	イ	昭和48年3月31日
	10 利根川水系の神流川			

11 荒川水系(埼玉県及び東京都に係るもの。)の荒川	荒川上流①(中津川合流点より上流に限る。ただし、二瀬ダム貯水池(狭文湖)(全域)を除く。)	AA	イ	昭和47年4月6日
	荒川上流②(中津川合流点から熊ヶ谷までに限る。)	A	イ	昭和47年4月6日
	荒川中流(熊ヶ谷から狭ヶ瀬取水堰までに限る。)	A	イ	平成21年3月31日
	荒川下流①(狭ヶ瀬取水堰から目橋までに限る。)	C	ハ	昭和45年9月1日
	荒川下流②(目橋より下流に限る。)	C	イ	平成10年6月1日
	多摩川上流①(和田橋より上流に限る。ただし、奥多摩湖(全域)を除く。)	AA	イ	平成10年6月1日
	多摩川上流②(和田橋から拝島橋までに限る。)	A	ハ	昭和45年9月1日
	多摩川中・下流(拝島橋より下流に限る。)	B	イ	平成13年3月30日
	相模川上流①(相模川合流点より上流に限る。)	AA	イ	昭和48年3月31日
	相模川上流②(相模川合流点から相模湖大橋(相模ダム)までに限る。)	A	ハ	昭和48年3月31日

14 阿賀野川水系の阿賀野川	相模川上流③(相模湖大橋(相模ダム)から城山ダムまでに限る。)	A	イ	昭和48年3月31日
	相模川中流(城山ダムから阿賀野取水堰までに限る。)	A	ロ	昭和45年9月1日
	相模川下流(阿賀野取水堰より下流に限る。)	C	イ	昭和48年3月31日
	阿賀野川①(大川橋より上流に限る。ただし、郷大川ダム貯水池(若湖)(全域)を除く。)	A	イ	昭和48年3月31日
	阿賀野川②(大川橋から日橋川合流点までに限る。)	A	イ	平成14年7月15日
	阿賀野川③(日橋川合流点から新郷ダムまでに限る。)	A	ハ	昭和48年3月31日
	阿賀野川④(新郷ダムより下流に限る。)	A	イ	昭和48年3月31日
	信濃川上流①(南佐久郡の湯川合流点より上流に限る。)	AA	イ	昭和47年4月6日
	信濃川上流②(南佐久郡の湯川合流点から大屋橋までに限る。)	A	イ	昭和47年4月6日
	信濃川上流③(大屋橋から界境までに限る。)	A	ロ	昭和47年4月6日
信濃川中流(界境から中之口川合流点までに限る。)	A	ロ	昭和46年5月25日	
信濃川下流(中之口川合流点より下流に限る。)	A	イ	平成15年3月27日	
15 信濃川水系の信濃川	富士川①(堀川合流点より上流に限る。)	AA	イ	昭和48年3月31日
	富士川②(堀川合流点から笛吹川合流点までに限る。)	A	イ	昭和48年3月31日

16 富士川水系の富士川				
--------------	--	--	--	--

17 天竜川水系の天竜川	富士川(3) (笛吹川合流点から身延橋までに限る。)	A	ハ	昭和48年3月31日
	富士川(4) (身延橋より下流に限る。)	A	ロ	昭和48年3月31日
	天竜川(1) (岡谷市と上伊那郡辰野町の境界から三峰川合流点までに限る。)	B	ロ	昭和47年4月6日
	天竜川(2) (三峰川合流点から宮ヶ瀬橋までに限る。)	A	ロ	昭和47年4月6日
18 木曾川水系の木曾川	天竜川(3) (宮ヶ瀬橋から早木戸川合流点までに限る。)	A	イ	昭和47年4月6日
	天竜川(4) (早木戸川合流点から蘆島橋までに限る。ただし、左久間ダム貯水池(左久間湖)(全域)を除く。)	AA	イ	昭和47年4月6日
	天竜川(5) (蘆島橋より下流に限る。)	AA	イ	平成21年3月31日
	木曾川上流 (磐合ダムより上流に限る。貯水池(奥木曾湖)(全域)を除く。)	AA	イ	昭和45年9月1日
19 木曾川水系の揖斐川	木曾川中流 (磐合ダムから犬山頭首工までに限る。)	A	ロ	昭和45年9月1日
	木曾川下流 (犬山頭首工より下流に限る。)	A	イ	平成14年7月15日
	揖斐川(1) (岡島橋より上流に限る。ただし、横山ダム貯水池(奥ひび湖)(全域)を除く。)	AA	イ	昭和47年11月6日
	揖斐川(2) (岡島橋から牧田川合流点までに限る。)	AA	イ	平成14年7月15日
20 木曾川水系の長良川	揖斐川(3) (牧田川合流点から多度川合流点までに限る。)	A	イ	平成14年7月15日
	揖斐川(4) (多度川合流点から長良川合流点までに限る。)	A	ロ	昭和47年11月6日
	長良川上流 (吉田川合流点より上流に限る。)	AA	イ	昭和46年5月25日
	長良川中流 (吉田川合流点から伊良川合流点までに限る。)	A	イ	昭和46年5月25日
	長良川下流 (伊良川合流点より下流に限る。)	A	イ	平成14年7月15日
	瀬田川 (全域)	A	イ	昭和47年4月6日
	宇治川(1) (山科川合流点より上流に限る。)	A	ハ	昭和45年9月1日
	宇治川(2) (山科川合流点から三川合流点までに限る。)	B	ハ	昭和45年9月1日
	淀川下流(1) (宇治川合流点から長柄堰までに限る。)	B	ハ	昭和45年9月1日
	淀川下流(2) (長柄堰より下流に限る。)	C	イ	平成15年3月27日
22 淀川水系の神崎川 (大阪府及び兵庫県に係るもの。)	神崎川 (安威川、猪名川を除く神崎川)	B	ロ	平成13年3月30日
	猪名川上流 (築面川合流点より上流に限る。)	A	イ	平成21年3月31日
	猪名川下流(1) (築面川合流点より下流及び磯川に分岐点から磯川合流点を除く。)	B	ロ	平成13年3月30日
23 淀川水系の猪名川	猪名川下流(2) (磯川分岐点から磯川合流点までに限る。)	D	イ	平成13年3月30日

24	淀川水系の本津川(三重県、京都府及び奈良県に係るもの。)	本津川(1) (久米川合流点より上流に限る。)	A	イ	昭和47年11月6日
		本津川(2) (久米川合流点から名張川合流点までに限る。)	A	ロ	昭和47年11月6日
		本津川(3) (名張川合流点から淀川合流点までに限る。)	A	イ	昭和47年11月6日
25	大和川水系の大和川	大和川上流(桜井市初瀬取入口より上流に限る。)	A	イ	昭和45年9月1日
		大和川中流(桜井市初瀬取入口から浅香山までに限る。)	C	ハ	昭和45年9月1日
		大和川下流(浅香山から下流に限る。)	D	ハ	昭和45年9月1日
26	紀の川水系の紀の川	紀の川(1) (津風呂川合流点より上流に限る。ただし、大迫ダム貯水池(全域)を除く。)	AA	イ	昭和47年11月6日
		紀の川(2) (津風呂川合流点から河口までに限る。)	A	イ	昭和47年11月6日
		江の川(全域、ただし、土師ダム貯水池(土師ダム湖)を除く。)	A	イ	昭和48年3月31日
27	江の川水系の江の川	小瀬川(1) (前瀬橋より上流に限る。ただし、米湖(全域)及び小瀬川ダム貯水池(小瀬川ダム湖)を除く。)	AA	イ	昭和48年3月31日
		小瀬川(2) (前瀬橋から中市井堰までに限る。)	A	イ	昭和48年3月31日
		小瀬川(3) (中市井堰より下流に限る。)	B	イ	昭和48年3月31日
29	吉野川水系の吉野川	吉野川上流(大川橋より上流に限る。ただし、早明浦ダム貯水池を除く。)	AA	イ	昭和48年5月25日

30	山国川水系の山国川	山国川(1) (新谷橋より上流に限る。)	AA	イ	昭和48年3月31日
		山国川(2) (新谷橋より下流に限る。)	A	イ	昭和48年3月31日
		吉野川下流(大川橋より下流に限る。ただし、早明浦ダム貯水池(全域)及び大橋ダム貯水池(全域)を除く。)	A	イ	昭和46年5月25日
31	筑後川水系の筑後川	筑後川(1) (松原ダムより上流に限る。ただし、松原ダム貯水池(熊本湖)を除く。)	AA	イ	昭和48年3月31日
		筑後川(2) (松原ダムから豆津橋までに限る。)	A	イ	昭和48年3月31日
		筑後川(3) (豆津橋より下流に限る。)	B(※)	ロ	昭和48年3月31日
32	筑後川水系の宝満川	宝満川(1) (原川合流点より上流に限る。)	A	イ	昭和48年3月31日
		宝満川(2) (原川合流点より下流に限る。)	B	ロ	昭和48年3月31日

※ 上鶴堰より下流の SSS については、自然汚濁の現況にかんがみ、B 類型の基準値は適用せず、「イ」等の汚濁が認められないこと。(E 類型相当)を基準とする。

- ② 1 「政令」とは、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)をいう。以下別表第2から別表第5までにおいて同じ。
- 2 該当類型の欄中の「A」、「B」、「C」、「D」及び「E」とは、告示別表2の1の(1)のアの類型をいう。
- 3 達成期間欄中の「イ」から「ニ」は、次に定めるとおりとする。以下別表第2から別表第5までにおいて同じ。
- イ 直ちに達成する。
 - ロ 5年以内で可及的速やかに達成する。
 - ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成する。
 - ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。

別表第 2 (告示別表 2 の 1 の 1) の イ の関係

取合別表の一に掲げる水域	水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
1 北上川水系の北上川	北上川(全域)ただし、四十四田ダム貯水池(南部片富士湖)(全域)を除く。)	生物 A	イ	平成18年 6 月 30 日
2 利根川水系の利根川	利根川上流に限る。ただし、奥利根湖(全域)及び奈良保ダム貯水池(奈良保湖)(全域)を除く。)	生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
3 利根川水系の鬼怒川	利根川中・下流に限る。)	生物 B	イ	平成21年 3 月 31 日
4 利根川水系の江戸川(埼玉県、千葉県及び東京都に係るもの。)	江戸川及び旧江戸川(全域)	生物 B	イ	平成21年 3 月 31 日
5 利根川水系の中川(埼玉県及び東京都に係るもの。)	中川(全域)	生物 B	イ	平成21年 3 月 31 日
6 利根川水系の綾瀬川	綾瀬川(全域)	生物 B	イ	平成21年 3 月 31 日
7 利根川水系の渡良瀬川	渡良瀬川上流(1)・(2)に限り、ただし、草木ダム貯水池(全域)を除く。)	生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
	渡良瀬川(3)・(4)に限り、	生物 B	イ	平成21年 3 月 31 日

8 利根川水系の神流川	神流川(下久保ダム貯水池(神流湖)(全域)を除く。)	生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
9 荒川水系(埼玉県及び東京都に係るもの。)	荒川(イ)玉滝ダムより上流に限る。ただし、上流ダム貯水池(秩父湖)(全域)を除く。)	生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
	荒川(ロ)玉滝ダムから正喜橋までに限る。)	生物特 B	イ	平成21年 3 月 31 日
	荒川(ハ)正喜橋より下流に限る。)	生物 B	イ	平成21年 3 月 31 日
10 多摩川水系の多摩川	多摩川上流(拜島橋より上流に限る。ただし、奥多摩湖(全域)を除く。)	生物 A	イ	平成18年 6 月 30 日
	多摩川中・下流(拜島橋より下流に限る。)	生物 B	イ	平成18年 6 月 30 日
11 大和川水系の大和川	大和川(全域)	生物 B	イ	平成18年 6 月 30 日
12 吉野川水系の吉野川	吉野川上流(大川橋より上流に限る。ただし、早明浦湖(全域)を除く。)	生物 A	イ	平成18年 6 月 30 日
	吉野川下流(大川橋より下流に限る。)	生物 B	イ	平成18年 6 月 30 日

註) 該当類型の欄中の「生物 A」、「生物 B」及び「生物特 B」とは、告示別表 2 の 1 の 1) のイの類型をいう。

別表第 3 (告示別表 2 の 1 の 2) のアの関係

取合別表の一に掲げる水域	水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
1 北上川水系の北上川	四十四田ダム貯水池(南部片富士湖)(全域)	湖沼 A	イ	平成15年 3 月 27 日
2 那珂川水系の那珂川	深山ダム貯水池(深山湖)(全域)	湖沼 A A	イ	平成13年 3 月 30 日
3 利根川水系の利根川	矢木沢ダム貯水池(奥利根湖)(全域)	湖沼 A	イ	平成15年 3 月 27 日
	奈良保ダム貯水池(奈良保湖)(全域)	湖沼 A	イ	平成15年 3 月 27 日

4	利根川水系の常陸利根川	藤原ダム貯水池(藤原湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
		須田貝ダム貯水池(洞元湖)(全域)	湖沼A	イ	平成21年3月31日
5	利根川水系の北浦	常陸利根川(全域)	湖沼A	ハ	昭和47年11月6日
		北浦(全域(鯉川を含む。))	湖沼A	ハ	昭和47年11月6日
6	利根川水系の霞ヶ浦	霞ヶ浦(全域)	湖沼A	ハ	昭和47年11月6日
		川治ダム貯水池(川治ダム湖)(全域)	湖沼AA	ニ(※)	平成13年3月30日
(※) 平成18年度までの暫定目標 COD2.0mg/L					
8	利根川水系の渡良瀬川	川俣ダム貯水池(川俣湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
		喜木ダム貯水池(草木湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
9	利根川水系の神流川	下久保ダム貯水池(神流湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
		二瀬ダム貯水池(秩父湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
11	多摩川水系の多摩川	小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)	湖沼AA	ロ	平成10年6月1日
		大川ダム貯水池(若郷湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
12	阿賀野川水系の阿賀野川	佐久間ダム貯水池(佐久間湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
		味噌川ダム貯水池(奥木曾湖)(全域)	湖沼A	イ	平成21年3月31日
15	木曾川水系の揖斐川	横山ダム貯水池(奥いび湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
		琵琶湖(1)(琵琶湖大橋より北側)	湖沼AA	イ	昭和47年4月6日
16	淀川水系の琵琶湖	琵琶湖(2)(琵琶湖大橋より南側)	湖沼AA	ハ	昭和47年4月6日

17	紀の川水系の紀の川	大迫ダム貯水池(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
18	江の川水系の江の川	土師ダム貯水池(土師ダム湖)(全域)	湖沼A	イ	平成13年3月30日
		新栄ダム貯水池(新栄湖)(全域)	湖沼AA	ニ(※)	平成13年3月30日
(※) 平成18年度までの暫定目標 COD2.6mg/L					
20	吉野川水系の吉野川	小瀬川ダム貯水池(小瀬川ダム湖)(全域)	湖沼A	イ	平成13年3月30日
		早明浦ダム貯水池(早明浦湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日
21	筑後川水系の筑後川	長沢ダム貯水池(全域)	湖沼A	イ	平成21年3月31日
		大橋ダム貯水池(全域)	湖沼A	イ	平成21年3月31日
21	筑後川水系の筑後川	松原ダム貯水池(梅林湖)(全域)	湖沼A	イ	平成15年3月27日

別表第4 (告示別表2の1の(2)のイ関係)

別表第4 (告示別表2の1の(2)のアの類型をいう。)

政令別表の一に掲げる水域	水	域	該当類型	達成期間	指 定 日
1 北上川水系の北上川	四十四田ダム貯水池(南部片富士湖)(全域)	湖沼Ⅲ(※)	イ	平成15年3月27日	
2 那珂川水系の那珂川	深山ダム貯水池(深山湖)(全域)	湖沼I(※)	ニ(※※)	平成13年3月30日	
(※※) 平成18年度までの暫定目標 全磷0.011mg/L					
3 利根川水系の利根川	矢本ダム貯水池(奥利根湖)(全域)	湖沼Ⅱ(※)	イ	平成15年3月27日	
(※) 全窒素の項目の基準値を除く。					
		奈良県ダム貯水池(ならまた湖)(全域)	湖沼I(※)	イ	平成15年3月27日
(※) 全窒素の項目の基準値を除く。					

4 利根川水系の常陸利根川	常陸利根川 (全域)	湖沼Ⅲ (当面Ⅲ)	二(※)	昭和61年4月5日
	湖沼Ⅳ (当面Ⅳ)	二(※)	昭和61年4月5日	
5 利根川水系の北浦	北浦 (全域 (鵜川を含む。))	湖沼Ⅲ (当面Ⅲ)	二(※)	昭和61年4月5日
	湖沼Ⅳ (当面Ⅳ)	二(※)	昭和61年4月5日	
6 利根川水系の霞ヶ浦	霞ヶ浦 (全域)	湖沼Ⅲ (当面Ⅲ)	二(※)	昭和61年4月5日
	湖沼Ⅳ (当面Ⅳ)	二(※)	昭和61年4月5日	
7 利根川水系の鬼怒川	川治ダム貯水池 (川治ダム湖) (全域)	湖沼Ⅱ	二(※)	平成13年3月30日
	湖沼Ⅲ	二(※)	昭和61年4月5日	
8 利根川水系の渡良瀬川	川俣ダム貯水池 (川俣湖) (全域)	湖沼Ⅱ	イ	平成15年3月27日
	湖沼Ⅲ	イ	平成15年3月27日	

9 利根川水系の神流川	下久保ダム貯水池 (神流湖) (全域)	湖沼Ⅲ	イ	平成15年3月27日
	湖沼Ⅳ	イ	平成15年3月27日	
10 荒川水系 (埼玉県及び東京都に属するもの。)の荒川	二瀬ダム貯水池 (秩父湖) (全域)	湖沼Ⅲ	イ	平成15年3月27日
	湖沼Ⅳ	イ	平成15年3月27日	
11 多摩川水系の多摩川	小河内ダム貯水池 (奥多摩湖) (全域)	湖沼Ⅰ	イ	平成10年6月1日
	湖沼Ⅱ	イ	平成10年6月1日	
12 阿賀野川水系の阿賀野川	大川ダム貯水池 (若郷湖) (全域)	湖沼Ⅲ	イ	平成15年3月27日
	湖沼Ⅳ	イ	平成15年3月27日	
13 天竜川水系の天竜川	佐久間ダム貯水池 (佐久間湖) (全域)	湖沼Ⅳ	イ	平成15年3月27日
	湖沼Ⅴ	イ	平成15年3月27日	
14 木曾川水系の木曾川	味崎川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全域)	湖沼Ⅱ	イ	平成21年3月31日
	湖沼Ⅲ	イ	平成21年3月31日	
15 木曾川水系の揖斐川	横山ダム貯水池 (奥いび湖) (全域)	湖沼Ⅲ	イ	平成15年3月27日
	湖沼Ⅳ	イ	平成15年3月27日	
16 淀川水系の琵琶湖	琵琶湖(1) (琵琶湖大橋より北側)	湖沼Ⅱ	二(※)	平成60年4月20日
	琵琶湖(2) (琵琶湖大橋より南側)	湖沼Ⅱ	二(※)	平成60年4月20日
17 紀の川水系の紀の川	大迫ダム貯水池 (全域)	湖沼Ⅲ	イ	平成15年3月27日
	湖沼Ⅳ	イ	平成15年3月27日	
18 江の川水系の江の川	土師ダム貯水池 (土師ダム湖) (全域)	湖沼Ⅱ	二(※)	平成13年3月30日
	湖沼Ⅲ	二(※)	平成13年3月30日	

19 小瀬川水系の小瀬川	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖) (全域)	湖沼 II	ニ	平成13年 3 月 30 日
	※ 平成18年度までの暫定目標 全窒素0.32mg/L 全磷0.010mg/L			
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖) (全域)	湖沼 II	ハ	平成13年 3 月 30 日
	※ 全窒素の項目の基準値を除く。			
20 吉野川水系の吉野川	早明浦ダム貯水池 (早明浦湖) (全域)	湖沼 II	イ	平成15年 3 月 27 日
	※ 全窒素の項目の基準値を除く。			
	長沢ダム貯水池 (全域)	湖沼 II	イ	平成21年 3 月 31 日
	※ 全窒素の項目の基準値を除く。			
	大橋ダム貯水池 (全域)	湖沼 II	イ	平成21年 3 月 31 日
21 筑後川水系の筑後川	※ 全窒素の項目の基準値を除く。			
	松原ダム貯水池 (梅林湖) (全域)	湖沼 III	ニ	平成15年 3 月 27 日
	※ 平成20年度までの暫定目標 全窒素0.46mg/L			

※ 該当類型の欄中の「湖沼 I」、「湖沼 II」、「湖沼 III」及び「湖沼 IV」とは、告示別表 2 の 1 の 2 のイの類型をいう。

別表第 5 (告示別表 2 の 1 の 2) のケ関係)

政令別表の一に掲げる水域	水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
1 北上川水系の北上川	四十四田ダム貯水池 (南部片倉土湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成18年 6 月 30 日

2 利根川水系の利根川	矢木沢ダム貯水池 (奥利根湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
	奈良原ダム貯水池 (ならまた湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
	藤原ダム貯水池 (藤原湖)	湖沼生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
3 利根川水系の常陸利根川	常陸利根川 (全域)	湖沼生物 B	イ	平成21年 3 月 31 日
	北浦 (全域)	湖沼生物 B	イ	平成21年 3 月 31 日
4 利根川水系の北浦	電ヶ浦 (全域)	湖沼生物 B	イ	平成21年 3 月 31 日
	川治ダム貯水池 (川治ダム湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
5 利根川水系の鬼怒川	川俣ダム貯水池 (川俣湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
	草木ダム貯水池 (草木湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
6 利根川水系の神流川	下久保ダム貯水池 (神流湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
	二瀬ダム貯水池 (鉄父湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成21年 3 月 31 日
7 荒川水系 (埼玉県及び東京都に係るもの。)の荒川	小河内ダム貯水池 (奥多摩湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成18年 6 月 30 日
	早明浦ダム貯水池 (早明浦湖) (全域)	湖沼生物 A	イ	平成18年 6 月 30 日

※ 該当類型の欄中の「湖沼生物 A」及び「湖沼生物 B」とは、告示別表 2 の 1 の 2 のケの類型をいう。

備考

- 1 この測定方法の対象項目は塩化ビニルモノマーである。一般に「塩化ビニル樹脂」が「塩化ビニル」と表記されることがあるため、これと明確に区分することとした。
- 2 本法は規格 K0125 の「5.1 パージ、トラップ、ガスクロマトグラフ質量分析法」に規定された方法に基づいており、ジクロロメタンやベンゼン等の揮発性有機化合物の標準物質及び必要な内標準物質（フルオロペンゼン、4-エチルフルオロペンゼン等）を追加し、塩化ビニルの揮発性の高さに留意して留意した試験操作を行うことで同時分析が可能である。
- 3 この測定方法の定量下限は $0.2 \mu\text{g/L}$ である。
- 4 ここに示す商品は、この測定法使用者の便宜のために、一般に入手できるものとして例示したが、これらを選択するものではない。これと同等以上の品質、性能のものを採用してもよい。
- 5 この測定方法における用語の定義を他でこの測定方法に定めのない事項については、規格に定めるところによる。

〇標準検査項目に関する事項

標準検査項目（水質汚濁に係るもの）第 11 号の測定方法は、平成 21 年 11 月 30 日現在、環境省令第 14 号（水質汚濁に係るもの）第 11 号の測定方法に準じて実施することとする。この測定方法は、平成 21 年 11 月 30 日現在、環境省令第 14 号（水質汚濁に係るもの）第 11 号の測定方法に準じて実施することとする。

平成 21 年 11 月 30 日

環境省 大臣 官 第 11 号

11	相模川水系の相模川	相模川(1) (小沢頭首より上流に限る。)	生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		相模川(2) (小沢頭首より下流に限る。)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
12	富士川水系の富士川	富士川上流 (笛吹川合流点より上流に限る。)	生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		富士川下流 (笛吹川合流点より下流に限る。)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
13	天竜川水系の天竜川	天竜川上流 (御島橋より上流に限る。ただし、佐久間ダム貯水池(佐久間湖) (全湖) を除く。)	生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		天竜川下流 (御島橋より下流に限る。)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
14	木曾川水系の木曾川	木曾川(1) (中津大橋より上流に限る。ただし、碓氷川ダム貯水池(奥木曾湖) (全湖) を除く。)	生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		木曾川(2) (中津大橋より下流に限る。)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
15	木曾川水系の揖斐川	揖斐川上流 (岡島橋より上流に限る。ただし、碓氷川ダム貯水池(奥木曾湖) (全湖) を除く。)	生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		揖斐川下流 (岡島橋より下流に限る。)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日

16	木曾川水系の長良川	長良川(1) (龍川橋より上流に限る。)	生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		長良川(2) (龍川橋より下流に限る。)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
17	淀川水系の淀川	淀川 (全湖)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		神崎川 (安成川及び猪名川を除く。)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
19	淀川水系の猪名川	猪名川(1) (コクフ橋(中生地点)より上流に限る。)	生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		猪名川(2) (コクフ橋(中生地点)より下流に限る。)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
20	淀川水系の木津川	木津川上流 (久米川合流点より上流に限る。)	生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		木津川下流 (久米川合流点より下流に限る。)	生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日

11	天竜川水系の天竜川	佐久間ダム貯水池 (佐久間湖) (全湖)	湖沼生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		味喰川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全湖)	湖沼生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
12	木曾川水系の木曾川	碓氷川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全湖)	湖沼生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		徳山ダム貯水池 (奥木曾湖) (全湖)	湖沼生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
13	木曾川水系の揖斐川	揖斐川上流 (御島橋より上流に限る。ただし、佐久間ダム貯水池(佐久間湖) (全湖) を除く。)	湖沼生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		揖斐川下流 (御島橋より下流に限る。)	湖沼生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
14	淀川水系の琵琶湖	琵琶湖北湖 (琵琶湖大橋より北側に係る部分を除く。)	湖沼生物 A	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		琵琶湖南湖 (琵琶湖大橋より南側に係る部分を除く。)	湖沼生物 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
15	琵琶湖	琵琶湖北湖(1) (別記 1 の水域)	湖沼生物 特 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		琵琶湖北湖(2) (別記 2 の水域)	湖沼生物 特 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
16	琵琶湖	琵琶湖北湖(3) (別記 3 の水域)	湖沼生物 特 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日
		琵琶湖南湖(1) (別記 4 の水域)	湖沼生物 特 B	イ	平成 21 年 11 月 30 日

環境省 大臣 官 第 11 号

(附記)

1 滋賀県伊香郡西浅井町糠津浜大字船溜北側堤防南方21.0mの地点(北緯35度30分18秒、東経136度10分8秒)と同地点から西方50mの地点(北緯35度30分18秒、東経136度10分7秒)を結ぶ線、大宇船溜南防波堤先端と同船溜北防波堤先端を結ぶ線、塩津港南防波堤先端と同船溜西防波堤先端を結ぶ線、同町若狭川河口南方50.0mの地点(北緯35度30分28秒、東経136度9分46秒)と同地点から東方20mの地点(北緯35度30分28秒、東経136度9分47秒)を結ぶ線、水深3mの等深線及び陸岸に囲まれた水域(琵琶湖北湖(1))

2 滋賀県東浅井郡湖北町尾上温泉南端の地点(北緯35度26分49秒、東経136度11分17秒)と同地点から南西方530mの地点(北緯35度26分39秒、東経136度10分59秒)を結ぶ線、今西船溜西防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線、延勝寺老江船溜西防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線、早崎町竹生島神社江津宮東端の地点(北緯35度24分49秒、東経136度12分16秒)と同地点から南西方355mの地点(北緯35度24分43秒、東経136度12分3秒)を結ぶ線、水深3mの等深線及び陸岸に囲まれた水域(琵琶湖北湖(2))

3 滋賀県高島市新旭町今川河口地点(北緯35度22分58秒、東経136度2分14秒)と同地点から東方665mの地点(北緯35度22分58秒、東経136度2分46秒)を結ぶ線、新川船溜防波堤先端と同地点から南東方7mの地点(北緯35度22分32秒、東経136度2分43秒)を結ぶ線、針江大川船溜北防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線、同町針江大川河口南方1250mの地点(北緯35度21分39秒、東経136度3分50秒)と同地点から北東方385mの地点(北緯35度22分43秒、東経136度3分58秒)を結ぶ線、水深3mの等深線及び陸岸に囲まれた水域(琵琶湖北湖(3))

4 滋賀県草津市新浜町船溜北橋北端(北緯35度1分0秒、東経135度5分52秒)と同地点から同橋上南方200mの地点(北緯35度0分53秒、東経135度5分47秒)を結ぶ線、同地点と矢崎船溜北岸を結ぶ水深3mの等深線、矢崎船溜防波堤北端と同地点から南東方75mの地点(北緯35度0分27秒、東経135度5分14秒)を結ぶ線、同防波堤南端と同地点から南東方70mの地点(北緯35度0分25秒、東経135度5分10秒)を結ぶ線、同町江大橋の東端(北緯34度59分49秒、東経135度5分24秒)と同地点から同橋上西方230mの地点(北緯34度59分50秒、東経135度5分16秒)を結ぶ線、同地点と矢崎船溜西岸を結ぶ水深2.5mの等深線及び陸岸に囲まれた水域(琵琶湖北湖(1))

○東北地方整備局告示第百四十二号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年十一月三十日
東北地方整備局長 青山 俊行

区	変更前	後別	敷地の幅員	延長
道路の種類	一般国道			
路線名	六号			
道路の区域				

福島県双葉郡双葉町大字新山字久保前二六番一から
同町大字新山字久保前無番まで
図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年十一月三十日
東北地方整備局長 青山 俊行

○東北地方整備局告示第百四十四号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年十一月三十日
東北地方整備局長 青山 俊行

○東北地方整備局告示第百四十五号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年十一月三十日
東北地方整備局長 青山 俊行

○東北地方整備局告示第百四十六号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年十一月三十日
東北地方整備局長 青山 俊行

区	変更前	後別	敷地の幅員	延長
道路の種類	一般国道			
路線名	四十六号			
道路の区域				

岩手県岩手郡平石町橋場竜川山国有林六九七林班の三小
班地内
図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

